

## 報告第2号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

### 損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和6年12月23日	53,908円	埼玉県八潮市在住者	令和6年10月11日午後4時頃、足立区六木四丁目4番1号先において、相手方が運転する自転車のタイヤが、裏表逆になっていた道路街渠柵のグレーチング蓋に挟まり破損する損害を与えた。
2	令和6年12月23日	629,329円	茨城県取手市在住者	令和6年8月16日午後8時30分頃、台風7号接近による大雨・強風で興野神社（興野2-1-4）の指定保存樹木（第159号）の枝の一部が折れ、隣接する相手方宅の屋根に落下し破損する損害を与えた。

3	令和6年12月23日	198,500円	足立区足立 在住者	令和6年10月10日、区立 中学校の体育の授業でマ ット運動を行った際、運 動を行う生徒間の距離を 十分に確保していなかつ たため、バランスを崩し た隣の生徒と接触し転倒 した生徒が顔から倒れ、 当該生徒に前歯1本を欠 損する傷害を与えた。
---	------------	----------	--------------	---